

昭和二十六年建設省令第三十三号

土地収用法施行規則

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十五条第四項、第十八条、第二十三條第三項、第二十八條第二項、第三十七條第四項、第四十二條第一項、第六十五條第三項、第八十三條第七項、第九十四條第三項及び第百十六條第二項の規定に基き、土地収用法施行規則を次のように定める。

（証票及び許可証の様式）

- 第一条 土地収用法（以下「法」という。）第十五条第一項（法第三十五条第三項（法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による証票（国土交通省の職員が携帯するものを除く。次項において同じ。）の様式は、別記様式第一とする。
- 2 法第十五条第二項の規定による証票の様式は、別記様式第二とする。
- 3 法第十五条第一項の規定による許可証の様式は、別記様式第三とする。
- 4 法第十五条第二項の規定による許可証の様式は、障害物を伐除しようとする者にあつては別記様式第四、土地に試掘等を行おうとする者にあつては別記様式第四の二とする。

（事業の説明）

第一条の二 法第十五条の十四（法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める措置は、次に定めるところにより、説明のための会合を開催することとする。

- 一 会合を開催する場所は、できる限り、事業の認定について利害関係を有する者の参集の便利を考慮して定めること。
- 二 次に掲げる事項を、遅くとも、会合を開催する日の前日から起算して前八日に当たる日が終わるまでに、事業の施行を予定する土地（河川の敷地、海底又は流水、海水その他の水において事業の施行を予定している場合にあつては、事業の施行を予定する区域。ハにおいて同じ。）の存する地方の新聞紙に公告すること。

- イ 起業者の名称及び住所
- ロ 事業の種類
- ハ 事業の施行を予定する土地の所在
- ニ 会合の場所及び日時

- 三 前号イからニまでに掲げる事項を、事業の施行を予定する土地、河川の敷地、海底、水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件又はこれらにある物件に関して権利を有する者（起業者がその氏名及び住所を知っているものに限る。）でこれらの権利を提供することについての同意をしていないものに対し、文書をもつて通知すること。
- 2 前項第三号に規定する通知は、会合を開催する日の前日から起算して前八日に当たる日が終わるまでに発しななければならない。

第一条の三 起業者は、次のいずれかに該当すると認める場合においては、前条第一項の規定による会合を打ち切ることができる。

- 一 前条第一項第二号の規定により公告された会合を開始する時において、参加する者がないとき。
- 二 起業者（その職員又は代理人を含む。）若しくは会合に参加する者の身体に危害が加えられ、又はその著しいおそれがあるとき。
- 三 会合を開催する施設若しくはその設備が破壊され、損傷され、若しくはその使用を困難にする行為がなされ、又はその著しいおそれがあるとき。

2 起業者は、前項の規定により会合を打ち切つたときは、当該会合が予定されていた期間中、同項の規定により会合を打ち切つた旨について、その会場又はその付近の適当な場所に掲示するとともに、次に掲げる方法のうち適切な方法により公衆の閲覧に供しななければならない。

- 一 起業者のウェブサイトに掲載

- 二 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトに掲載

（事業認定申請書の様式）

第二条 法第十八条第一項（法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業認定申請書の様式は、別記様式第五とし、正本一部並びに起業地の存する都道府県及び市町村の数の合計に一を加えた部数の写を提出するものとする。

（事業認定申請書の添付書類の様式）

第三条 法第十八条第二項各号（法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる添付書類は、それぞれ次に定めるところによつて作成し、正本一部及び前条の規定による事業認定申請書と同じ部数の写しを提出するものとする。

- 一 法第十八条第二項第一号の事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとし、その内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付するものとする。
- イ 事業計画の概要
- ロ 事業の開始及び完成の時期
- ハ 事業に要する経費及びその財源
- ニ 事業の施行を必要とする公益上の理由
- ホ 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらが必要とする理由

- ヘ 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由
- 二 法第十八条第二項第二号の起業地を表示する図面は、次に定めるところによつて作成し、符号は、国土地理院発行の五万分の一の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。
- イ 縮尺二万五千分の一（二万五千分の一がない場合は五万分の一）の一般図によつて起業地の位置を示すこと。
- ロ 縮尺百分の一から三千分の一程度までの間で、起業地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図によつて起業地を収用の部分は薄い黄色で、使用の部分は薄い緑色で着色し、起業地内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。収用し、若しくは使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用しようとする権利の目的である物件があるときは、これらの物件が存する土地の部分を薄い赤色で着色すること。

- 三 法第十八条第二項第二号の事業計画を表示する図面は、縮尺百分の一から三千分の一程度までの間で、施設の位置を明らかに図示するものとし、施設の内容を明らかにするに足りる平面図を添付するものとする。
- 四 法第十八条第二項第四号の起業地内に法第四条に規定する土地がある場合の土地に関する調書の様式は、別記様式第六とし、その土地を表示する図面は、縮尺百分の一から三千分の一程度までのものとする。
- 五 法第十八条第二項第四号の土地の管理者又は同項第五号若しくは第六号の行政機関の意見は、書面によるものとし、書面による意見が得られないときは、又は意見がないときは、その事実及び理由を明らかにするものとする。

- 六 法第十八条第二項第七号の法第十五条の十四の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面の様式は、別記様式第六の二とし、第一条の二第一項第二号の規定により公告した新聞紙の当該部分の写しを添付するものとする。
- （公聴会の開催請求の手続）
- 第四条 法第二十三条第一項（法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求をしようとする者は、公聴会の開催を請求する旨及び次に掲げる事項を記載した書面を事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名及び住所
- 二 起業者の名称及び事業の種類
- （公聴会の開催の手続）

第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、起業者に対し、当該公聴会の期日を通知しなければならない。

- 2 起業者は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る公聴会に出席して意見を述べようとするときは、その旨を、当該通知を受けた日から一週間以内に当該通知をした国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。
- 第六条 法第二十三条第二項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、起業地の存する地方の新聞紙に、遅くとも、公聴会の期日の前日から起算して前十一日に当たる日が終わるまでにしなければならない。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の公告に併せて、次に掲げる事項を公告しなければならない。
- 1 前条第二項の規定による通知があつた起業者の名称
 - 2 次条第一項の規定による申出の期限
 - 3 意見を述べる時間として、次条第一項の規定による申出一件ごとに割り振ることを予定している時間
 - 4 前三号に定めるもののほか、国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める事項
- 3 前項第二号の期限は、第一項の公告の日の翌日から起算して八日以後の日を定めなければならない。
- 第七条 公聴会に出席して意見を述べようとする者（起業者を除く。）は、前条第二項第二号の期限までに、次に掲げる事項を記載した書面により、事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣又は都道府県知事に申し出なければならない。
- 1 氏名及び住所
 - 2 電話番号又は電子メールアドレス（複数の者が共同して申し出る場合にあつては、その代表者（一人に限る。）の氏名及び電話番号又は電子メールアドレス）
 - 3 述べようとする意見の要旨
 - 4 自らの意見の陳述に併せて前条第二項第一号に規定する起業者に対し質問をすることを希望する場合にあつては、その質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨
- 2 前項第四号の要旨は、その質問の趣旨及び内容がその記述から明らかとなるように記載しなければならない。
- 3 複数の者が共同して第一項の規定による申出をした場合においては、次条第一項及び第三項の規定による通知は、第一項第二号の代表者に対してすれば足りる。
- 第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第五条第二項の規定による通知をした起業者及び前条第一項の書面（同項各号に規定する事項のいずれかの記載がないものを除く。以下この条から第十一条までにおいて「申出書」という。）を提出した者（次項の場合にあつては、同項後段の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が定めた者。第十一条第二項において同じ。）に対し、あらかじめ、公聴会において意見を述べる時間及び予定の開始時刻を通知しなければならない。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による申出をした者が多数あることにより、公聴会の期日において、これらの者のすべてに意見を述べさせることができないと認めるときは、意見を述べることを制限することができる。この場合において、国土交通大臣又は都道府県知事は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、公聴会において意見を述べることができる者を定めるものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による制限によつて公聴会において意見を述べることができないこととなる者に対して、その旨を通知しなければならない。
- 第九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による通知を受けた者が提出した申出書に第七条第一項第四号に規定する事項を記載したものと認めるときは、当該記載に係る起業者に対し、日時を指定して、自ら出席し、又はその命じた職員若しくは代理人が出席し、第十一条第三項に規定する答弁をすべき旨を書面により通知しなければならない。この場合において、当該通知書は、当該申出書の写しを添付するものとする。
- 第十条 公聴会は、事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその指名する職員が議長としてこれを主宰する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定によりその職員を議長として指名したときは、第五条から前条まで及び第十一条の三第一項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事の権限を議長に行わせることができる。
- 3 前項に規定する場合において、議長は、その氏名を記載し、かつ、その者の写真を貼付した証明書、当該公聴会の期間中、携帯しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、公聴会の円滑な運営を確保するために必要と認める場合には、その指名する職員（以下この条、第十一条の三及び第十一条の四において「議長補助者」という。）に第十一条の三第二項及び第五項に規定する権限を行わせることができる。
- 5 議長補助者は、その権限を行使する場合においては、その氏名を記載し、かつ、その者の写真を貼付した証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 6 議長又は議長補助者は、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事の委託を受けた者にその職務の遂行を補助させることができる。
- 第十一条 公聴会における発言は、議長の許可を得なければならない。
- 2 公述人（第八条第一項の規定による通知を受けた起業者又はその命じた職員若しくは代理人及び申出書を提出した者をいう。以下同じ。）は、公聴会に出席し、議長が指示する時刻から公述時間（同項の規定による通知に示された意見を述べる時間）をいい、第四項の場合にあつては、同項の規定による時間をいう。以下同じ。）内において意見を述べることができる。この場合において、その意見は、案件の範囲及び申出書に記載した第七条第一項第三号の要旨の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人のうち、その申出書に第七条第一項第四号に規定する事項を記載したものは、その公述時間内において質問し、その答弁を聴くことができる。この場合において、その質問は、案件の範囲及び当該申出書に記載した同号の要旨の範囲を超えてはならない。
- 4 議長は、前二項の規定にかかわらず、公述人が第八条第一項の規定による通知に示された意見を述べる時間（以下この項において「予定開始時刻」という。）に遅れて公聴会に出席したときは、同条第一項の規定による通知に示された意見を述べる時間から実質遅刻時間（予定開始時刻から当該公述人が公聴会に出席した時刻までの時間をいう。次項において同じ。）を控除した時間を当該公述人の意見を述べる時間とすることができる。
- 5 前項に規定する場合において、実質遅刻時間が第八条第一項の規定による通知に示された意見を述べる時間を超えたときは、当該公述人は、第二項及び第三項の規定による意見の陳述及び質問（以下「意見の陳述等」という。）をすることができない。
- 6 議長は、第二項及び第三項の場合において、公述人等（公述人及び第九条の規定により出席した者をいう。以下同じ。）に対して質疑することができる。
- 第十一条の二 議長は、公述人等が、前条第二項及び第三項に規定する範囲を超え、若しくはその公述時間以外の時間に発言した場合（同条第一項の許可を得て、及び同条第六項の規定による質疑に対する応答として発言する場合を除く。）又は不穏当な言動をした場合は、その発言を禁止することができる。
- 2 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、著しく不穏当な言動をし、前項の規定による禁止に従わず、又は国土交通大臣若しくは都道府県知事が公聴会の秩序を維持する見地から定めた公述人等が遵守すべき事項に違反した公述人等を公聴会の会場から退場させることができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項に規定する公述人等が遵守すべき事項を定めた場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。
- 1 国土交通省又は当該都道府県のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。
 - 2 公聴会の期日において、その会場に掲示し、又は公述人等に配付すること。
 - 3 公聴会の期日において、その会場に掲示し、又は公述人等における秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴につき次に掲げる処置をとることができる。

- 一 傍聴席に相応する数の傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴を許すこと。
- 二 傍聴人の被服又は所持品を検査させ、危険物その他公聴会の会場において所持するのを相当地でないと思料する物の持込みを禁止させること。
- 三 前号に規定する処置に従わない者及び公聴会において議長職務の執行を妨げ又は不当の行状をすることを疑うに足りる顕著な事情が認められる者の公聴会の会場への入場を禁ずること。
- 2 傍聴人は、公聴会の会場への入場又は退場に際し、議長又は議長補助者の指示に従わなければならない。
- 3 傍聴人は、公聴会の会場において、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - 一 静粛を旨とし、喧騒にわたる行為をしないこと。
 - 二 国土交通大臣又は都道府県知事が公聴会の秩序を維持する見地から定めた傍聴人が遵守すべき事項に従うこと。
- 4 前条第三項の規定は、国土交通大臣又は都道府県知事が前項第二号に規定する傍聴人が遵守すべき事項を定めた場合について準用する。この場合において、同条第三項第二号中「公述人等」とあるのは、「公述人等及び傍聴人」と読み替えるものとする。
- 5 議長又は議長補助者は、第三項の規定に違反した傍聴人に対して、その行為の中止を命じ、又は公聴会の会場から退場させることができる。
- 6 公述人等については、公述人にあつてはその公述時間、第九条の規定により出席した者にあつてはその答弁をしなければならないこととなる公述人の公述時間を除き、傍聴人とみなして第一項（第一号を除く。）から第三項まで及び前項の規定を適用する。
- 第十一条の四 議長は、次のいずれかに該当すると認める場合においては、公聴会を打ち切ることができる。
 - 一 議長、議長補助者、第十条第六項の規定による委託を受けた者、公述人等若しくは傍聴人の身体に危害が加えられ、又はその著しいおそれがあるとき。
 - 二 公聴会を開催する施設若しくはその設備が破壊され、損傷され、若しくはその使用を困難にする行為がされ、又はその著しいおそれがあるとき。
 - 三 第十一条の二第二項又は前条第五項の規定による退場命令に従わない者が多数いることにより公聴会の運営が困難となつたとき。
- 2 議長は、前項の規定により公聴会を打ち切つたときは、公聴会が予定されていた期間中、次に掲げる事項について、公聴会の会場又はその付近の適当な場所に掲示するとともに、国土交通大臣の開催する公聴会にあつては国土交通省の、都道府県知事の開催する公聴会にあつては当該都道府県のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならぬ。
 - 一 前項の規定により公聴会を打ち切つた旨
 - 二 次項後段の規定により書面により意見を提出することができる旨
- 3 公述人は、第一項の規定により公聴会が打ち切られたときは、第十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該打ち切りの後において意見の陳述等を行うことができる。この場合において、意見の陳述等ができないこととなつた公述人は、当該打ち切りの日の翌日から起算して七日以内に、議長に対し、意見の陳述に代えて、その意見を書面により提出することができる。
- 第十二条 公聴会については、記録を作成しなければならない。
 - 2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。
 - 一 案件の内容
 - 二 公聴会の期日及び場所
 - 三 出席した公述人等の氏名及び住所
 - 四 公述人等の意見又は答弁の要旨
 - 五 その他公聴会の経過に関する事項
 - 3 前項第四号の規定にかかわらず、当該公聴会の速記録を添付することをもつて同号に規定する事項の記載に代えることができる。

（補償等についての周知措置）

第十三条 法第二十八条の二（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の土地所有者及び関係人に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

- 一 土地所有者及び関係人が受けることができる補償及び次条各号に掲げる事項（以下「補償等」という。）の内容を記載した書面を、起業地又はその周辺の適当な場所において、これらの者に配布すること。
- 二 前号の書面を配布する場所及び補償等の内容について、起業地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、次に掲げる方法のうち適切な方法により公衆の閲覧に供すること。
 - イ 起業者のウェブサイトに掲載
 - ロ 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載

2 前項第二号による措置は、法第二十六条の二第二項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の縦覧の終了の日までしなければならない。

（周知措置を講ずべき事項）

第十三条の二 法第二十八条の二の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十九条第二項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による請求（以下「裁決申請の請求」という。）に関する事項
- 二 法第四十六条の二第一項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による請求（以下「補償金の支払請求」という。）に関する事項
- 三 明渡裁決の申立てに関する事項

（事業の廃止又は変更についての周知措置）

第十三条の三 法第三十条第一項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の必要な措置は、当該取用し、又は使用する必要がなくなつた土地等の土地所有者及び関係人への通知並びに次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 当該土地等又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、次に掲げる方法のうち適切な方法により公衆の閲覧に供すること。
 - イ 起業者のウェブサイトに掲載
 - ロ 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載
- 二 当該土地等が所在する地方の新聞紙に公告すること。

（手続の保留の申立書等の様式）

第十三条の四 法第三十二条第一項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による手続の保留の申立書の様式は、別記様式第七とする。

2 取用又は使用の手続を保留する起業地の範囲は、法第十八条第二項第二号の起業地を表示する図面に、黒色の斜線をもつて表示するものとする。

（手続開始の申立書等の様式）

第十三条の五 法第三十四条の二第二項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による手続開始の申立書の様式は、別記様式第七の一とする。

2 法第三十四条の二第二項に規定する添付図面は、第三条第二号（イを除く。）の例によつて作成し、正本一部及び取用又は使用の手続を開始しようとする土地が所在する市町村の数に一を加えた部数の写しを提出するものとする。

（土地調査作成の特例手続等の申出）

第十三条の六 法第三十六条の二第二項第一号の規定により土地調査を作成しようとする場合における同条第二項の申出書は、別記様式第七の三による土地調査作成の特例手続の申出書とする。

2 法第三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第二項第一号の規定により権利調査又は土石砂れき調査を作成しようとする場合における法第三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第二項の申出書は、別記様式第七の三の例によるものとする。

(物件調書作成の特例手続等の申出)

第十三条の七 法第三十六条の二第二号の規定により物件調書を作成しようとする場合における同条第二項の申出書は、別記様式第七の四による物件調書作成の特例手続の申出書とする。

2 法第三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第二号又は第二号の規定により立木、建物その他土地に定着する物件調書又は物件調書を作成しようとする場合における法第三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第二項の申出書は、別記様式第七の四の例によるものとする。

(土地調書等に対する異議の申出)

第十三条の八 法第三十六条の二第三項の規定による公告に係る土地調書についての同条第六項の異議申出書は、別記様式第七の五による土地調書に対する異議申出書とする。

2 法第三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第三項の規定による公告に係る権利調書又は土石砂れき調書についての法第三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第六項の異議申出書は、別記様式第七の五の例によるものとする。

(物件調書等に対する異議の申出)

第十三条の九 法第三十六条の二第三項の規定による公告に係る物件調書についての同条第六項の異議申出書は、別記様式第七の六による物件調書に対する異議申出書とする。

2 法第三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第三項の規定による公告に係る立木、建物その他土地に定着する物件調書又は物件調書についての法第三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第六項の異議申出書は、別記様式第七の六の例によるものとする。

(土地調書等の様式)

第十四条 法第三十七条第一項の規定による土地調書の様式は、別記様式第八とする。

2 法第三十八条第一項において準用する法第三十七条第一項の権利調書又は土石砂れき調書の様式は、別記様式第八の例による。

(物件調書等の様式)

第十五条 法第三十七条第二項の規定による物件調書の様式は、別記様式第九とする。

2 法第三十八条第一項において準用する法第三十七条第一項又は第二項の規定による立木、建物その他土地に定着する物件調書又は物件調書の様式は、別記様式第九の例による。

(裁判申請の請求の手続)

第十五条の二 裁判申請の請求をしようとする者は、別記様式第九の二による裁判申請請求書に、当該裁判申請の請求に係る土地等に関して自己が法第三十九条第二項に規定する土地所有者又は関係人であることを証する書面を添附して、これを起業者に提出しなければならない。

(収用又は使用の裁判申請書の様式)

第十六条 法第四十条第一項(法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による裁判申請書の様式は、別記様式第十とし、正本一部及び申請に係る起業地の存する市町村の数に一を加えた部数の写を提出するものとする。

(裁判申請書の添附書類の様式)

第十七条 法第四十条第一項各号(法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる添附書類は、左に規定するところに従つて作成し、正本一部及び前条の規定による裁判申請書と同じ部数の写を提出するものとする。

一 法第四十条第一項第一号の書類の作成に当つては、第三条第一号から第三号までの規定による。

二 同項第二号ニについては、次の各号に定めるところによつて作成するものとする。

イ 起業者が過失がなくて知ることができないものがあるときは、過失がないことを証明しなければならない。

ロ 法第四十四条第一項(法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、登記簿に現われた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載するときは、その旨を明らかにしなければならない。

三 同項第二号ホについては、積算の基礎を明らかにするものとし、法第八十二条、法第八十三条及び法第八十六条(法第三十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による補償については、金銭に換算した額をあわせて記載するものとする。

(裁判申請書の添附書類の補充の方法等)

第十七条の二 法第四十条第二項(法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による補充は、同条第一項の規定により省略された部分の添附書類の全部を提出することによつて行なうものとする。

2 起業者は、法第四十四条第二項の規定による補充をしようとするときは、収用委員会に対し、その旨を、書面により通知しなければならない。

(裁判手続開始の決定の公告の方法)

第十七条の三 法第四十五条の二(法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、収用委員会が定める方法によつて行なうものとする。

(補償金の支払請求の手続)

第十七条の四 補償金の支払請求をしようとする者は、別記様式第十の二による補償金支払請求書に、当該補償金の支払請求に係る土地等に関して自己が法第四十六条の二第一項に規定する土地所有者又は関係人であることを証する書面を添附して、これを起業者に提出しなければならない。ただし、裁判申請の請求とあわせて補償金の支払請求をするときは、当該補償金の支払請求に係る土地等に関して自己が同項に規定する土地所有者又は関係人であることを証する書面は添附することを要しない。

(見積りによる補償金の支払の手続)

第十七条の五 起業者は、法第四十六条の四第一項(法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により自己の見積りによる補償金を支払おうとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を支払の相手方に交付しなければならない。

一 支払に係る土地の所在、地番及び地目等

二 支払に係る権利の種類及び内容

三 支払金額及びその積算の基礎

(法第四十七条の三第一項の書類の様式)

第十七条の六 法第四十七条の三第一項各号(法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる書類は、次の各号に定めるところによつて作成し、正本一部及び明渡裁判の申立てに係る起業地の存する市町村の数に一を加えた部数の写しを提出するものとする。

一 法第四十七条の三第一項第一号ハについては、第十七条第二号イの規定による。なお、裁判申請書の添附書類に記載したものと異なるものがあるときは、その旨及びその理由を明らかにすること。

二 同項第一号ニについては、積算の基礎を明らかにするものとし、法第八十四条から第八十六条まで(法第三十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による補償については、金銭に換算した額をあわせて記載するものとする。

(明渡裁判の申立ての手続)

第十七条の七 明渡裁判の申立てをしようとする者は、別記様式第十の三の明渡裁判申立書を収用委員会に提出しなければならない。

2 起業者以外の者は、明渡裁判の申立てをしようとするときは、前項の明渡裁判申立書に、当該明渡裁判の申立てに係る土地等について自己が土地所有者又は関係人であることを証する書面を添附しなければならない。

(証票の様式)

第十八条 法第六十五条第三項(法第九十四条第六項(法第三十八条第一項において準用する場合を含む。))、法第六十二条第三項(法第九十四条第六項(法第三十八条第一項において準用する場合を含む。))、法第九十四条第六項又は法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による証票の様式は、別記様式第十一とする。

(担保の取得及び取りもどしの手続)
第十九条 起業者は、法第八十三條第四項(法第八十四條第三項(法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。)、法第百二十三條第六項(法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。))又は法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。以下第二十二條において同じ。の規定により、金銭又は有価証券を供託したときは、供託物受人の記載ある供託書を、収用委員会に提出しなければならない。

第二十条 収用委員会は、法第八十三條第五項又は第六項(法第八十四條第三項(法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。))、法第百二十三條第六項(法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。))又は法第百三十八條第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下第二十一條及び第二十二條において同じ。の規定による確認をしたときは、確認証書を土地所有者、関係人又は起業者に交付しなければならない。

2 前項の確認証書には、左に掲げる事項を記載し、収用委員会の会長が署名押印しなければならない。
一 担保を取得する土地所有者若しくは関係人又は担保を取りもどすことができる起業者の氏名及び住所
二 起業者が、工事を完了すべき時期(補償の支払をなすべき時期)までに工事を完了しなかつた事実(補償の支払をしなかつた事実)及びその程度若しくは工事を完了した事実(補償の支払をした事実)又は補償の義務を免かれた事由
三 土地所有者若しくは関係人が取得する担保の額又は起業者が取りもどすことができる担保の額

四 前条の規定によつて提出された供託書の供託番号
第二十一条 法第八十三條第五項の規定によつて、土地所有者又は関係人が担保の全部又は一部を取得し、起業者が補償の義務を免かれることとなる場合においては、収用委員会は、同項前段の規定による確認と同項後段の規定による確認を同時にしなければならない。
第二十二条 法第八十三條第五項前段の規定により、土地所有者若しくは関係人が担保の全部を取得した場合又は同条第六項の規定により起業者が担保の全部を取りもどすことができる場合において、同条第四項の規定によつて供託された金銭又は有価証券の払渡を請求するには、供託規則(昭和三十四年法務省令第二号)の手続による外、第二十条の規定による確認証書を供託所に提出しなければならない。

2 法第八十三條第五項前段の規定により、土地所有者又は関係人が担保の一部を取得し、担保の分割払渡をすることとなるときは、収用委員会は、供託規則第三十条第一項に定める書式の支払委託書を供託所に送付しなければならない。この場合においては、法第八十三條第四項の規定によつて供託された金銭又は有価証券の払渡の請求は、土地所有者、関係人又は起業者が、第二十条の規定による確認証書を供託所に提出してするものとする。

(損失の補償の裁決申請書の様式)
第二十三条 法第九十四條第三項(法第百二十四條第二項(法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。))又は法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第十二とし、正本一部及び写一部を提出するものとする。
(補償金等払渡通知書の様式)
第二十三条の二 土地収用法施行令(以下「令」という。)第一条の十五の規定による補償金等払渡通知書の様式は、別記様式第十三の二とする。
(令第一条の十八第三項の規定による通知の手続)
第二十三条の三 法第九十六條第四項(法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。))の規定による通知をした起業者は、法第百三十三條第二項(法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))の訴えを提起した場合又は法第百三十三條第二項の訴訟が終了した場合において、令第一条の十八第三項の規定による通知をするときは、当該通知書に裁判所のその旨を証する書面を添付しなければならない。

(補償金等の払渡しのための書留郵便に付すべき支払手段)
第二十三条の四 法第百条の二第一項(法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定による国土交通省令で定める支払手段は、次に掲げるものとする。
一 小切手法(昭和八年法律第五十七号)第五十九条に規定する銀行が同法第五十三条第一項の支払保証をした小切手
二 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第十五条の規定に基づき振り出される小切手
三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二條の六第一項の規定に基づき振り出される小切手
(協議の確認申請書の様式)
第二十四条 法第百十六條第二項(法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。))の規定による確認申請書の様式は、別記様式第十三とし、正本一部及び申請に係る起業地の存する市町村の数に一を加えた部数の写を提出するものとする。

第二十五条 同一の起業者が行う同一の事業に關して、法第二条若しくは法第五条から第七条までの規定のうちいずれか二以上の規定による収用若しくは使用のために、事業の認定の申請、収用若しくは使用の手続の保留の申立て、収用若しくは使用の手続の開始の申立て、収用若しくは使用の裁決の申請、裁決申請の請求、補償金の支払請求、明渡裁決の申立て若しくは協議の確認の申請をする場合又は法第九十四條第二項の規定によつて損失の補償の申請をする場合は、それぞれ一の申請書、申立書又は請求書によつてすることができる。
(権限の委任)
第二十六条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。
一 国、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人都市再生機構、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中国高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は日本郵便株式会社が起業者である事業及び起業地が二以上の地方整備局の管轄区域にわたる事業に關する権限
二 前号に規定する事業以外の事業に關する次に掲げる権限
イ 法第百条の二第一項の規定により書留郵便の方法を定めること。
ロ 法第百条の二第二項及び令第四条第一項第二号の規定により書留郵便に準ずるものを定めること。

ハ 法第百二十九條の規定による審査請求に対して裁決をすること。
ニ 法第百三十一條第一項の規定により公害等調整委員会の意見を聞くこと。
附 則
この省令は、昭和二十六年十二月一日から施行する。
附 則 (昭和二十八年八月二二日建設省令第一五号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和三五五年七月一日建設省令第一二一号)
この省令は、公布の日から施行する。
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の際、この省令による改正前の測量法施行規則に基づき現に設置されている測量標は、この省令による改正後の測量法施行規則に基づいて設置されたものとみなす。
附 則 (昭和三七七年九月二九日建設省令第二六号)
この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。
附 則 (昭和三九年三月二八日建設省令第九号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。
附 則 (昭和四〇年六月二五日建設省令第二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。
附 則 (昭和四〇年六月二五日建設省令第二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。
附 則 (昭和四〇年六月二五日建設省令第二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。
附 則 (昭和四〇年六月二五日建設省令第二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第一（第一条関係）

別記

様式第一（第一条関係） 国土収用法第五・七条

第 号	身分証明書
写 真	住所 氏名
年 月 日	起業者の氏名又は名称

右は、土地収用法第十一條第三項の規定により起業者の命命に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証する。

起業者の氏名又は名称

土地収用法第五

第三項の規定により都道府県知事の許可を受けた起業者又は第一項の項の規定により都道府県知事に通知をした起業者は、土地に、自ら立ち入り、又は起業者が命じた者若しくは委任した者を立ち入らせることができる。

第十五条 第十一條第三項の規定により他人の占有する土地に立ち入らうとする者は、その身分を示す証書及び都道府県知事の許可証（起業者が個人又は地方公共団体である場合を除く。）を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証書又は許可証は、土地又は障害物の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、示さなければならない。

第二十五条 第二十一條第一項の規定による事業の認定の告示があつた後は、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、事業の準備のため、その土地又はその土地にある工作物に立ち入つて、これを測量し、又はその土地及びその土地若しくは工作物にある物件を調査することができる。

備考

一 起業者においてその職員に対して通常発行している身分証明書がある場合は、当該身分証明書をもつて本様式の証書に代えることができる。

二 不要の部分は消すこと。

様式第二（第一条関係）

様式第二（第一条関係） 国土収用法第五・七条

第 号	身分証明書
写 真	住所 氏名
年 月 日	起業者の氏名又は名称

右は、起業者の命命に基づいて土地に立ち入り、測量又は調査を行う者であることを証する。

起業者の氏名又は名称

土地収用法第七

第十四条 起業者はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第五項の（一）に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行うに当り、その命を得ない必要があつて、障害となる障害物若しくはき、さく等（以下「障害物」という。）を排除し、又はこれを伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行ふとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可をえようとするときは、障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可をえようとするときは土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であり、且つ、障害物の現状を著しく損傷しない場合においては、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、

様式第三（第一関係係）

様式第三（第一関係係）（国土法第三十・三十一・三十二条）

第 号

土地立入許可証

住 所

氏名又は名称

右の者は、左記により、土地取用法第十一條第三項の規定に基づいて土地に立入る事ができる。

記

- 一 事実の種類
- 二 立入りの目的
- 三 立入る事ができる土地の区域
- 四 立入る事ができる期間

年 月 日 年 月 日

印

都道府県知事

備考

- 一 立入りの目的については、測量、地質調査等のようにその内容を簡単に記載する。
- 二 立入る事ができる土地の区域については、登記簿の記載又は土地台帳の記載による。ただし、登記簿の記載又は土地台帳の記載がないときは、登記簿に記載等で記載若しくは土地台帳によることが適当なときは、郡、市、区、町村、大字及び字の名称により記す。

備考

- 一 総業者においてその職務に於いて通商行為している身分証明書がある場合は、当該身分証明書をもって本様式の証明で代用してかまわない。
- 二 不要の部分は無す。

障害物を伐除するに足りざる。この場合においては、障害物を伐除した後、普通なく、その旨を所有者及び占有者に通知しなければならない。

4. 前項の規定は、第二項の規定による土地の試掘又は試すに伴う障害物の伐除をする場合には適用しない。

第十五条

2. 前条の規定によつて障害物を伐除しようとする者は土地に試掘等をしようとする者は、その旨を告示し、並に及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3. 前二項に規定する証明又は許可証は、土地又は障害物の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、訂正しなければならない。

様式第四

様式第四
 第 号
 障害物伐除許可証

住所
 氏名

右の者は、左記より、土地収用法第十四条第二項の規定に基
 いて障害物を伐除することができる。

記

- 一 事業の種類
- 二 伐除の目的
- 三 障害物の所在する地点
- 四 障害物の種類及び数量
- 五 障害物の所有者及び占有者の氏名
- 六 伐除の方法及び範囲
- 七 伐除の時期又は期間

年 月 日

備考 不要の部分を消すこと。

市 町 村 長 印

様式第四の二

様式第四の二（昭二八年特ニ五・通則）
 第 号
 土地の試掘等許可証

住所
 氏名又は名称

右の者は、左記より、土地収用法第十四条第一項の規定に基
 いて試掘等を行うことができる。

記

- 一 事業の種類
- 二 試掘等を行う目的
- 三 試掘等を行う地点
- 四 試掘等を行う必要な土地の面積及び種類
- 五 障害物の種類及び数量
- 六 土地の所有者及び占有者の氏名
- 七 試掘等の方法及び範囲
- 八 試掘等を行う期間

年 月 日

都道府県知事 印

様式第六の二(第三条関係)

様式第六の二(第三条関係) 国土交通省令第五・通則令二四六号第八
 ・一 登記地
 年 月 日 起業者 住 所 氏名又は名称

土地収用法第十五条の十四の規定により種じた措置は、次のとおりである。

記

- 一 事業の種類
- 二 説明のための公告を開催した日時
- 三 説明のための公告を開催した場所
- 四 説明のための公告を行った日及び当該公告を行った新置地の名称
- 五 第一条の第二項第三号の規定による通知を行った者の数
- 六 説明のための公告に参加した者の概数
- 七 説明のための公告を打ち切った場合においては、その日及びその概数となる事項

様式第七

様式第七(国土交通省令第五・通則令二四六号第八・一 登記地)
 手続の保留の申立書
 年 月 日 起業者 住 所 氏名又は名称

左記より、取用又は使用の手続を保留したいので、土地収用法第三十一条の規定により申し立てます。

記

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 取用又は使用の手続を保留する起用地

備考

- 一 取用又は使用の手続を保留する起用地については、都道府県、市、区、町村、大字及び字を必ず記載してください。
- 二 不要の部分は消すこと。

様式第七の二

様式第七の二（第四二条第三項、第四三項、第四四項、第四五項、第四六項、第四七項、第四八項、第四九項、第五〇項、第五一項、第五二項、第五三項、第五四項、第五五項、第五六項、第五七項、第五八項、第五九項、第六〇項、第六一項、第六二項、第六三項、第六四項、第六五項、第六六項、第六七項、第六八項、第六九項、第七〇項、第七一項、第七二項、第七三項、第七四項、第七五項、第七六項、第七七項、第七八項、第七九項、第八〇項、第八一項、第八二項、第八三項、第八四項、第八五項、第八六項、第八七項、第八八項、第八九項、第九〇項、第九一項、第九二項、第九三項、第九四項、第九五項、第九六項、第九七項、第九八項、第九九項、第一〇〇項）

手続開始の申立書

年 月 日 起業者 住 所 氏名又は名称

都道府県知事 殿 左記により、取用又は使用の手続を開始したいので、土地取用

法第三十四条の規定により申し立てます。

記 起業者の名称

一 起業者の名称

二 事業の種類

三 起業者の名称

四 取用の部分

五 土地取用法第二十六条の二の規定による図面の縮尺場所

六 取用又は使用の手続が保留されている起業者

七 手続を開始する土地

八 取用の手続を開始する土地

九 使用の手続を開始する土地

備考 「起業者」、「取用又は使用の手続が保留されている起業者」及び「手続を開始する土地」については、都道府県、都、市、区、町村、大字及び字をもって表わすこと。

様式第七の三（第十三条の六関係）

様式第七の三（第十三条の六関係）（第一四四号、第一四五号、第一四六号、第一四七号、第一四八号、第一四九号、第一五〇号、第一五一号、第一五二号、第一五三号、第一五四号、第一五五号、第一五六号、第一五七号、第一五八号、第一五九号、第一六〇号、第一六一号、第一六二号、第一六三号、第一六四号、第一六五号、第一六六号、第一六七号、第一六八号、第一六九号、第一七〇号、第一七一号、第一七二号、第一七三号、第一七四号、第一七五号、第一七六号、第一七七号、第一七八号、第一七九号、第一八〇号、第一八一号、第一八二号、第一八三号、第一八四号、第一八五号、第一八六号、第一八七号、第一八八号、第一八九号、第一九〇号、第一九一号、第一九二号、第一九三号、第一九四号、第一九五号、第一九六号、第一九七号、第一九八号、第一九九号、第二〇〇号）

土地調書作成の毎例手続の申出書

年 月 日 起業者 住 所 氏名又は名称

市町村長 殿 土地取用法第三十六条の二第一項の規定により土地調書を作成

したいので、同条第二項の規定により申し出ます。

記 事業の種類

一 事業の種類

二 起業者

三 事業の認定の告示の年月日

四 取用又は使用の手続を保留した起業者があるときは、手続開始の告示の年月日

五 特例手続の対象地の所在

六 当該対象地の土地の所有者及び当該土地に關し権利を有する関係人（起業者が過失がなくして知ることができない者を除く）の数

七 割当のうち、補償金の目録額が政令で定める額以下の者の数

備考 一 第一六号及び第七号は、特例手続の対象となる一筆の土地（七）に記載すること。

二 不要の部分は消すこと。

様式第七の四（第十三条の七関係）

様式第七の四（第十三条の七関係）（国土庁令第八五・通則 令二四
交令九八・一部改正）

物件調書作成の特例手続の申出書

年 月 日 起業者 住 所

氏名又は名称

市町村長 殿

土地収用法第三十条の二第一項の規定により物件調書を作成
したので、同条第二項の規定により申し出ます。

記 事

- 一 事業の種類
 - 二 起業地
 - 三 事業の認定の告示の日
 - 四 取用又は使用の手続を保留した起業地があるときは、手続開
始の告示の日
 - 五 特例手続の対象地の所在
 - 六 当該対象地にある物件に関して権利を有する関係人（起業者
が過失がなく知ることができない者を除く）の数
 - 七 前号のうち、推定金の目録額が政令で定める額以下の者の数
- 備考
一 第六号及び第七号は、特例手続の対象となる一筆の土地ご
とに記載すること。
- 二 不要の部分は消すこと。

様式第七の五（第十三条の八関係）

様式第七の五（第十三条の八関係）（国土庁令第八五・通則 令二四
交令九八・一部改正）

土地調書に対する異議申出書

年 月 日 住 所

氏名又は名称

殿

貴殿が作成しようとする土地調書の記載事項について次のよう
り異議があるので、土地収用法第三十条の二第六項の規定に基
づいて、申し出ます。

記 事

- 一 事業の種類
- 二 土地調書の記載中異議を付しようとする部分の土地の表示
（地番等）
- 三 前号に掲げる土地に関する申出人の地位（土地所有者又は関
係人の別）及びその対象物
- 四 土地調書の記載事項に対する異議の内容

右により、土地収用法第三十六條第一項の規定により物件調書を作成する。

年 月 日

起業者 氏 名
立会人 身位及び氏名

印

備考

- 一 物件調書は、土地所有者により作成する。
- 二 「立会人」の身分については、「物の所有者」、「賃借権者」、「市町村の長」等のうちに属する。
- 三 物件調書の記載事項に異議のある土地所有者又は関係人は、その異議を記載して署名押印する。
- 四 法第三十六條第四項又は第五項の規定により立ち会った立会人は、その理由を記載して署名押印する。
- 五 法第三十七條第三項の規定による実測平面図は、縮尺五十分の一から五百分の一程度までのものとし、筆物の耐用年数、利用の現況等を併せて記載する。

様式第九の二

様式第九の二 第四條第三項、第五項、第六項、第七項、第八項、第九項

裁決申請書

年 月 日

請求人 住所

氏 名

起業者 殿

土地収用法第三十九條第一項の規定により、左記により、裁決申請を請求します。

記

一 土地の所在、地番及び地目等

二 権利の種類及び内容

様式第十の三

様式第十の二（昭和三十九年法律第三十四号、昭和三十九年七月三十一日改正）
 明渡裁判申立書
 左記により、土地収用法第四十七条の二第三項に規定する明渡
 裁判の申立てをします。
 記
 一 応募者の名称
 二 事業の種類
 三 土地の所在、地番及び地目等
 四 権利取得裁判の有無及び既に言明しているときは、その年月日
 年月日 申立人 住 所
 氏名又は名称
 収用委員会 御中

様式第十一

様式第十一（昭和三十九年法律第三十四号、昭和三十九年七月三十一日改正）
 第 号
 身分証明書
 住 所
 職名及び氏名
 右は、土地収用法第六十五条第一項第三号の規定に基いて
 左記のものを实地に調査する者であることを証明する。
 記
 所 在
 土地又は物件
 年月日
 収用委員会 印

土地収用法第三十條の二「収用委員会は、必要があると認めるときは、審理又は調査に関する事務（裁決及び決定を除く。）の一部を委員に委任することができる。」
 2 収用委員会又は前項の規定により委任を受けた委員（以下「指名委員」といふ）は、必要があると認めるときは、第六十五條第一項第三号に規定する事務を、収用委員会の事務を整理する職員に行なわせることができる。
 第六十五條 収用委員会は、第六十三條第四項の規定による申立が相当であるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、その各号に掲げる処分をすることができる。
 三 現地について土地又は物件を調査すること。
 3 第六十條の二の規定によつて委員又は職員が土地又は物件を实地に調査する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、土地又は物件の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、これを示さなければならない。

様式第十二

様式第十二 (国土庁令第八十二号改定)
 裁判申請書

裁判申請者 氏 住 所
 相手方 氏 住 所
 氏 住 所

土地取得法第九十一条の規定による損失の補償について民法第九百四十一条の規定による協議が成立しないから、左記により裁判を申請致します。

一 事業の種類
 二 損失の事実
 三 損失の補償の見積及びその内訳
 四 協議の経過

年 月 日 裁判申請者 氏 住 所
 取用委員会 御中 氏 名 所

備考
 一 裁判申請者が二人以上の場合は、連名で申請することによって行うこと。
 二 「損失の事実」については、発生の場所、時期をあわせて記載すること。
 三 「損失の補償の見積及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法律九十二条の規定によつて行ふべきことを要求する場合は、その費用の見積をあわせて記載すること。
 四 「協議の経過」については、協議の証明の外、協議が成立しない事情を明らかにすること。

様式第十三

様式第十三 (国土庁令第八十二号改定)
 確認申請書

起業者 氏 住 所
 土地所有者 氏 住 所
 氏 住 所
 氏 住 所
 氏 住 所

年 月 日 事業の認定の告示があつた日
 年 月 日 協議が成立した日
 年 月 日 協議が成立した日

事業について、協議が成立した土地の所在、地目及び面積、紙同意簿を添えて、左記により、確認を申請致します。

一 協議が成立した土地の所在、地目及び面積
 二 前号の土地所有者及び関係人の氏名及び住所
 三 協議によつて取得し、又は消滅させる権利の種類及び内容
 四 権利を取得し、又は消滅させる時期及び土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限
 五 対価

年 月 日 起業者 氏 住 所
 氏 名 又 は 名 稱

備考
 取用委員会 御中

「対価」については、各人別にその内訳、内訳及び支払の方法、時期等を明らかに記載すること。

様式第十三の二（国土交通省令第九八号）
補償金等払渡通知書

年月日

起業者 任 所

氏名又は名称

配当機関 殿

土地収用法第九十六條第一項の規定によつて、左記のとおり払い渡すので、通知します。

記

- 一 仮差押えに係る権利の種類
 - 二 仮差押えに係る土地の所在、地番及び地目等
 - 三 仮差押えがされた年月日
 - 四 仮差押えをした機関の名称
 - 五 払渡金額及びその内訳
- 備考
- 一 補償金等払渡通知書は、差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利として作成すること。
 - 二 不要の部分は消すこと。